

報告第1号

掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、次のとおり令和元年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和2年8月12日提出

掛川市・袋井市病院企業団
企業長 宮地正彦

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率
掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計	—

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「—」と表示した。